

## 処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	予防接種の実費の徴収	
根 拠 法 令 名	予防接種法（昭和23年法律第68号）	（条項）第28条
	予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）	（条項）第33条
基 準 法 令 名	予防接種法（昭和23年法律第68号）	（条項）第28条
	予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）	（条項）第33条
所 管 部 署	健康保険部	保健予防課 予防接種係
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容    <input checked="" type="checkbox"/>全部記載   <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>予防接種法第28条の規定に基づき、接種者に実費徴収を求める。</p> <p>なお、同法第28条但し書に規定する「経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者が接種する場合</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年4月6日法律第30号）第14条の規定による支援給付世帯に属する者が接種する場合</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・予防接種法</p> <p>第二十八条 定期の予防接種又は臨時の予防接種（特定B類疾病に係るものに限る。）を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</p> <p>・予防接種法施行令</p> <p>第三十三条 法第二十八条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。</p> <p>2 A類疾病に係る定期の予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、法第二十八条本文の</p>		

規定により実費を徴収するかどうかを決定するとともに、徴収する場合にあつては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。